

國學院大學学術情報リポジトリ

過疎地域の神社調査：
高知県高岡郡旧窪川町を事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 冬月, 律 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001010

過疎地域の神社調査

——高知県高岡郡旧窪川町を事例に——

冬 月 律

はじめに

これまでに過疎地域（一部は過密も含む）の神社を対象に実施された実態調査のうち、代表的なものは、神社本庁『過密と過疎地帯の神社の実態調査』（昭和四四年）^①と同『過疎地帯神社実態調査報告』（昭和五二年）^②、岡田重精・櫻井治男・森安仁「過疎村の祭祀と宗教事情——滋賀県犬上郡多賀町の事例」（昭和五五年）^③、兵庫県神社庁『過疎地帯（但馬地区）の神社実態調査報告書（一）』（平成一〇年）^④と同『神社実態調査報告書（二） 摂丹地区編』（平成一二年）^⑤の五点が挙げられる。これらの実態調査の概要について簡単に触れてみると、神社本庁による昭和四四年の報告書では、神社本庁が過密と過疎地帯を五つのグループに分けて、一県から一五名の代表に神社庁に報告してもらい、全調査の終了後、それぞれの地域に应ずる神社の実態と対策をまとめている。昭和五二年の報告書では、昭和四十六年度から昭和五〇年度に亘って、高知県、福島県、島根県、鹿児島県、岩手県の神社を対象に各県の神社庁と合同調査

を行い、県内の過疎地域に鎮座する神社の現状について報告している。また、昭和五五年に皇學館大学神道研究所のメンバーが行った調査研究では、神道および日本人の宗教生活を理解する上で過疎村問題を重要な課題として捉え、滋賀県犬上郡多賀町の事例を取り上げて離村問題、集団信仰の変化及び生活変化について詳細に報告している。兵庫県神社庁による平成一〇年と同一二年の報告書は、調査方法が過去の神社本庁の調査方法を踏襲した形をとっており、そこに新たな調査項目を加えて実施され、兵庫県のうち一部の過疎地域（但馬、摂丹地区）に限定して、その地域における神社の現況を報告している。一方で、これまでの実態調査とは趣旨が異なるが、社会構造変動と神社の関わりについて行われた調査として、戸川安章「近代化と神道」委託調査報告「梶尾神社」調査報告（昭和四三年）⁽⁷⁾が挙げられる。戸川は、日本の近代化による急速な農山漁村の解体過程に伴って、村落共同体にふかく根をおろしてきた神社の機能の変化過程を捉えることを目的として、部落（山形県鶴岡市馬町）の外部条件の変化から、神社、神職、祭、氏子生活、一般の信仰行事などの外形的な変化を中心に詳細な調査を試みている。

しかし、それ以後、過疎地域の神社を対象に広域的観点から行われた研究は管見の及ぶ限りではごく一部を除いては見当たらない。⁽⁸⁾ちなみに、筆者は平成二三年に神社本庁が過去（昭和四七年）に実施した地域である高知県高岡郡の一町二村と同地域を対象に実態調査（追跡調査）を行っている。⁽⁹⁾調査結果からは、我が国の過密と過疎問題が神社界に及ぼす問題を真剣に受け止め、神社の置かれた状況把握と、対策構築を目的として昭和四〇年代から始まった神社本庁の実態調査⁽¹⁰⁾によって明らかになった現状と氏子減少に伴う諸問題が、現在でも解決できておらず現状維持に徹している様子が確認できた。しかし、追跡調査に徹したあまり分析の枠組みが過去のものを超えておらず、その結果、過去との比較はできても各地域の神社の実情に迫っていないなどの課題を残してしまった。⁽¹¹⁾

このような実態調査が抱える諸問題について、宗教学者の石井研士は「実証性の欠落」として捉え「神社神道が持

続もしくは変化しているのかどうか、あるいは、どのような点が維持され、どのような点が変化しているのかを判断する具体的なデータがほとんど示されないままに、これらの重大な問題が論じられてきたといっている⁽¹²⁾。」と指摘しており、「第三回『神社に関する意識調査』座談会⁽¹³⁾」においても「世論調査はあくまでも概況ですから、さらに個別のテーマに沿った詳しい調査とか、地域を選んで調査をするとか、さういふことを重ねてゆかないと、本当はわからないと考えてゐます。」⁽¹⁴⁾と、個別かつ継続的な実態調査の必要性を主張している。つまり、現代の神社神道の現状を全体的に把握するためのデータがほとんどなかった調査が始まった時の状況を鑑みると、これまでに三回行った神社に関する意識調査やその間に行われた遷宮や伊勢神宮に関する調査などの蓄積によって、ようやく概況がある程度把握できるようになったが、それだけでは不十分であることを指摘しているのである。

以上の先行研究を踏まえたうえで、筆者が目指す最終目的は、「地域（共同体）に深く根をおろしてきた神社（の機能）の変化過程に過疎化がどのように関係しているのか」を明らかにすることである。そのような過疎と神社神道の関係の探求には、内部と外部の複雑な変化とこれに伴う氏子を含む地域住民の意識変化が考えられるため、本研究では、まずは外部（外形的）条件の変化に着目して過疎地域である旧窪川町（現四万十町、以下窪川町と称す）の神社を対象に実態調査を試みる。

第一章 調査の概要

戦後の高度経済成長がもたらした過疎問題による人口の流出は、社会紐帯の崩壊を招いた。それだけでなく、そのような人口流出の影響は、山間部の神社の氏子激減にも及ぶ結果となった。神社本庁の調べによれば、本研究の調査

対象地域である窪川町には、氏子数五〇戸以下の神社が四四二社（境内社やその他の神社を合わせて）を数えるとき¹⁵に数えられている。

第一節 調査地域および背景について

窪川町の概要

窪川町は、高知県の西南部で、県都高知市から西に国道五六号線で結ばれた約六五キロメートルの位置にあり、清流四十川が町を縦貫している。高南台地と呼ばれる台地部と土佐湾に面する海岸部からなり東は中土佐町、北は大野見村・東津野村・榛原町、西が大正町・佐賀町と接している。町の面積は二七八・〇八平方キロメートルであり、そのうち約八二パーセントは、山地で占められている。¹⁶

昭和二〇年代後半、戦後処理の終わりを迎え、次第に社会は安定化へと進む中、広域的な対応が要求され、県下各市町村で合併に対する計画が樹立し実現された。窪川町を中心とした五つの町村において「近代的地方自治」の基礎となすため、対等合併計画が成立し、結果昭和三〇年一月五日町村合併を断行、五か町村——高岡郡窪川町、東又村、興津村、松葉川村、仁井田村——により合併が合意され新生窪川町が誕生した。¹⁷その後、平成一八年三月二〇日に高知県の窪川町、大正町、十和村の二町一村が合併して四万十町が誕生した。

人口については、まず、高知県全体の人口流動状況からみると、昭和三〇年八八二六八三、同四〇年八一二七一四、同五〇年八〇八三九七、同六〇年八三九七八四、平成二年八二五〇三四、同七年八一六七〇四、同一二年八一三九四九、同一七年八〇二〇九九、同二三年八月現在七六一〇四と減少傾向を示している。¹⁸しかもこの数は県外流出を示すもので、このほかに県内での都市への移動を考えると、山間部の人口減少は非常に激しい。この

ような高知県の人口動態の様子から、高知県が典型的な過疎地域であることがよくわかる。前述の高知県全体の人口動態を踏まえた上で、調査地域である窪川町の人口動態をみると、合併後の四十町十町の人口は平成二三年九月一日現在の一九、四四四人、世帯数は八、八〇三世帯。そのうち、旧窪川町（窪川町・東又村・興津村・松葉川村・仁井田村）は一三、四六五人である。昭和三〇年の合併をピークに年々減少傾向にある窪川町は、若者の県外への進学・就職が引き起こした人口流出による人口減少に歯止めがきかず、近年では少子・高齢化と相まって状況はさらに深刻化しており、人口減少と独り暮らしの高齢者の増加に伴う世帯数増加現象が顕著にみられる。

調査の背景について

今回の調査に使用したアンケート調査用紙と設問は、神社本庁『過疎地帯神社実態調査報告』（昭和五二年）、兵庫県神社庁『過疎地帯（但馬地区）の神社実態調査報告書（一）』（平成一〇年）および『神社実態調査報告書（二）』撰丹地区』（平成一二年）における調査項目を参考にして筆者が独自に作成した。また、調査観点については、公益財団法人国際宗教研究所宗教情報リサーチセンター（通称RIRC、以下「ラーク」と称す）『神社組織に関するアンケート調査』報告書』（平成一五年）における「回答を記入した人は、ほとんどが宮司あるいは禰宜といった神職である。したがって、とくに自由回答にあらわれた意見は、神職から見た現在の神社観と理解すべきものとなる。しかしながら、多くの質問項目は、客観的な事実を問うために設定されたものであるため、神職が回答したということだけで、とくに数値的に偏りが生じるとか、特徴ある結果となったと、みなすべきものではないと考えられる」^⑩に拠るところが大きい。つまり、神職による回答から客観的な事実を問うことに徹底しているところが、本調査と筆者の狙いと一致しているのである。「ラーク」による調査は、全国の二二〇〇社を対象に基本的な事柄から、神社の歴史や規模、氏子・

崇敬者、総代会、責任役員会の運営に関する質問や神社のタイプ別に分けた比較研究にまで幅広く捉えており、神社についての宗教学・宗教社会学的な調査が極端に少ない現状からすれば、この調査で得られた結果と分析は、神社組織全体の傾向を推測するうえで有用なデータである⁽²⁰⁾と考える。

調査方法および結果の呈示について

前述のような背景を踏まえ、本研究における調査は、特定の地域と神社に限定した調査に適した方法として、次の二段階によって行われた。第一段階は、過疎地域である窪川町に鎮座する宗教法人格を持つ一〇三社（神社本庁包括神社）を対象に、それらの神社に奉職する神職全六名にそれぞれの兼務社数に準じて報告者が作成したアンケートシートを配布し、記入を依頼した（郵送調査法によるアンケート調査）。実施期間は平成二四年九月二〇日から一〇月三十一日、回収率は一〇〇パーセントであった。そして第二段階は、回収したアンケートシートに基づいてまとめた内容について再度回答者を対象に聞き取り調査を行い、内容の確認作業を行った。

アンケート調査全体の質問は二六問であり、そのうち一二問は基本情報（地域名、宮司名、本務、境内地面積、神社名、責任役員定数、本殿面積、所在地、御祭神、境内神社、社務所・集会施設の有無、氏子地区の世帯数）であるため、あえて番号を付与していない。後半の問一からの問一四までは、神社の護持運営に関する質問項目となっている。とくに、問一～五までが祭儀数・祭儀名・会計担当・年間経費・氏子費といった実際の神社運営について、問六～一四までが、後継者問題・合祀問題・氏子数五〇戸以下の神社の有無、宮司欠員神社の有無、氏子意識の希薄化などといった今後の神社を護持運営における諸問題と今後の課題などについて、などの質問になっている。また、調査では、客観的な結果データの収集を目指しながら、回答者の主観的な意見の収集をも目的としており、問六～一四に

は自由回答の形式もとっている。

調査結果は、大きく分けて次章の第一節と第二節の二つに分けて概観する。まず第一節では、基本情報（一二問）に加え、問七までの質問項目の結果を呈示し、若干の考察を加えている。また、単純集計とクロス集計を入れながら、場合によってグラフを加え、傾向が把握しやすいように工夫をしている。次に第二節では、問八から一四までの内容、つまり神社における諸問題を含め、今後の運営に関する記述のうち特筆すべき点を中心に概観する。また、内容の分析として、神社や地域に関する意見や神社の現状および問題点に関する意見をも内容別にいくつかに分けて呈示している。なお、これらの結果分析には、筆者が事前調査として参加した高岡神社の秋例大祭で出会った、神職や氏子から得られた知見も分析情報として採用した。

第二章 集計結果および分析

第一節 基本情報～問七まで

以下では、アンケート結果のうち、基本情報の集計を中心に概観していく。まず、表1から調査概要を確認しよう。

今回、一〇三社に対するアンケートに回答してもらった人は、すべて神職（宮司または禰宜）による回答である。以下の表2は、回答者であった宮司の略歴である。結果の概要と合わせて参考されたい。ちなみに、窪川町の総鎮守である高岡神社（旧県社。通称、五社神社、五社さん）は、A宮司が代表宮司であるため、A宮司が兼務する三二社の中に含まれている。高岡神社では、普段の世話や参拝は他の集落神社と比べて特別に盛んなわけではないが、祭儀、

表1 調査概要

アンケート対象	窪川町の神社(神社本庁被包括法人)103社 (A地区28社、B地区7社、C地区22社、D地区18社、 E地区3社、F地区23社、G地区2社)
回答があった神社 (回収率)	103社(100パーセント)
回答者 (本務神社を含む)	A宮司(33社)、B宮司(9社)、C宮司(28社)、 D宮司(16社)、E宮司(16社)、F禰宜(1社)、計6名

表2 回答者の略歴

神職名	本務社以外の 兼務社数	経歴・神職階位
A宮司	32社	昭和28年生まれ。昭和44に直階、昭和49に正階取得。中京大学卒業後、昭和50年4月より奉職(専業)。昭和51年6月に父死去。平成24年現在明階二級上。
B宮司	8社	昭和18年生まれ。昭和46に直階取得、平成3年(50才)に農協退職後、平成4年に権正階取得。平成5年より奉職(専業)。昭和46年に養父死去。平成24年現在正階二級。
C宮司	27社	昭和43年生まれ。昭和62年に直階、平成4年に権正階取得。父の病気を機に平成4年より奉職(専業)。平成24年現在権正階三級。
D宮司	15社	昭和28年生まれ。昭和50年に直階、昭和63年に権正階。この頃より神職を兼ねる。父死去により平成4年より奉職(専業)。平成24年現在権正階二級。
E宮司	15社	昭和13年生まれ。昭和33年に直階、56年に権正階取得。この頃より神職を兼ねる。父死去により平成4年より奉職(専業)。平成24年現在正階二級。
F禰宜	1社	昭和10年生まれ。平成5年に直階取得。平成9年に教師(小学校校長)退職後、平成10年より奉職(専業)。平成24年現在直階四級。

とくに毎年一二月の例大祭には、他の地区の宮司(助祭の神職を含む八名)をはじめ、各地区の神社関係者(氏子総代・責任役員、三六名)と大勢の氏子が集まる中、盛大に行われている^②。ちなみに、窪川町の氏子はそれぞれの地区(郷分、立西、仁井田、松葉川、街分、東又「一部を除く」)に鎮座する氏神と、高岡神社をなす五つのお宮のうちの一社との二重氏子(一部は三重・四重氏子)となっている。

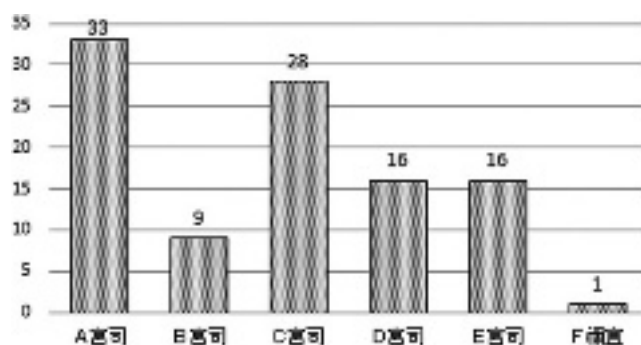
神社数と年間祭儀数

グラフ1は、回答者が兼務している神社数（本務社も含む）を表したものである。グラフからは、本務社以外に最も多く兼務しているのがA宮司三二社で、次いでC宮司二七社、D・E宮司一五社、B宮司八社、F禰宜一社、の順になっていることが分かる。当然のことながら兼務神社数は年間祭儀数の多寡にも関係してくる。グラフ2で示したように、一人の神職が一年間執り行っている祭儀の数は、お宮における祭儀数の差を除けば、兼務神社数と年間祭儀数が比例していることになる。

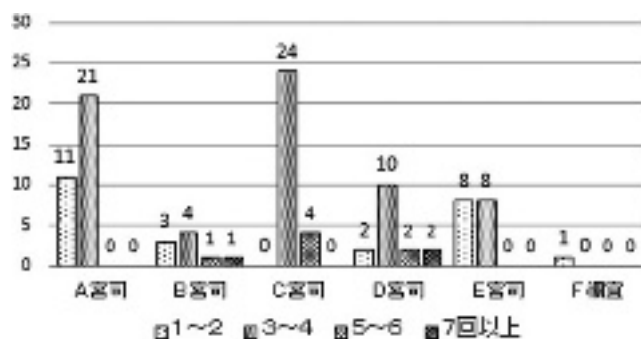
神社分布からみた兼務神社の傾向

次に、グラフ3は、兼務神社の地域分布を表したものである。グラフからは、窪川町に鎮座する一〇三の神社は、窪川をなす七つの地区に分布しており、六名の神職が兼務していることが分かる。さらに、イ地区二八社（総鎮守を含む）、ロ地区七社、ハ地区二二社、ニ地区一八社、ホ地区三社、ヘ地区二三社、ト地区二社と、各地区の神社分布（表1）からは、一人の神職に特定地区、または本務神社周辺地区の神社といった基準が設けられているわけではないことがわかる。聞き取り調査の結果、兼務社については、窪川町総鎮守の高岡神社を中心に古くから続いている神職と氏子の関わり方（付き合い）の中で決められていたことが明らかになった。また、経歴（表2）からも分かるように、比較的に兼務神社数が多いA宮司、C宮司、D宮司、E宮司は専業として神社に奉職する者であるといった共通点がある。一方で、複数神社に兼務する他の神職とは異なり、兼務社が一社のみF禰宜の場合、郷土史研究家であった父親の影響と幼い頃から神社神道への興味もあり、小学校勤務時代にはすでに神職の資格（直階・権正階の研修会は修了しているが、実習が未実施の状況）を取得していた。そのFさんのことを知り、当時高知県神社庁高岡支部の常

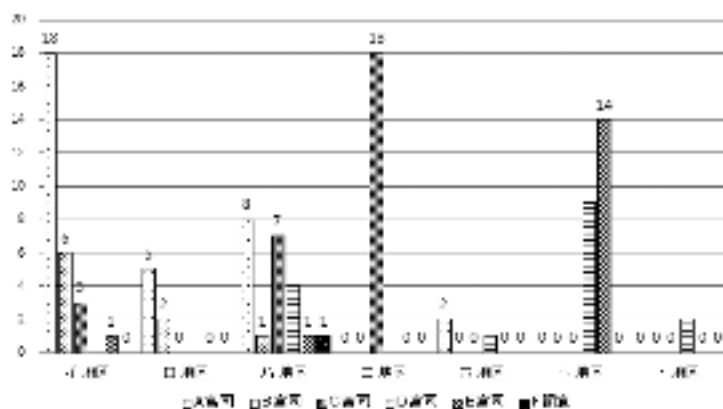
グラフ1 兼務神社数（本務を含む）



グラフ2 年間祭儀数



グラフ3 兼務神社の地域分布（103社）



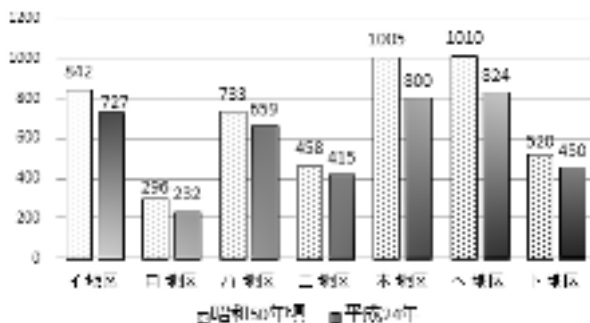
務理事であったA宮司（現、高岡支部支部長）が、退職後のFさんに対し、地域のお宮に奉職することを勧めた結果、Fさん本人の希望が合致したことによって、平成一〇年よりA宮司の本務社の禰宜と同時に、当時宮司不在であった神社の宮司代務を務めて現在に至った経緯がある⁽²³⁾。

氏子について

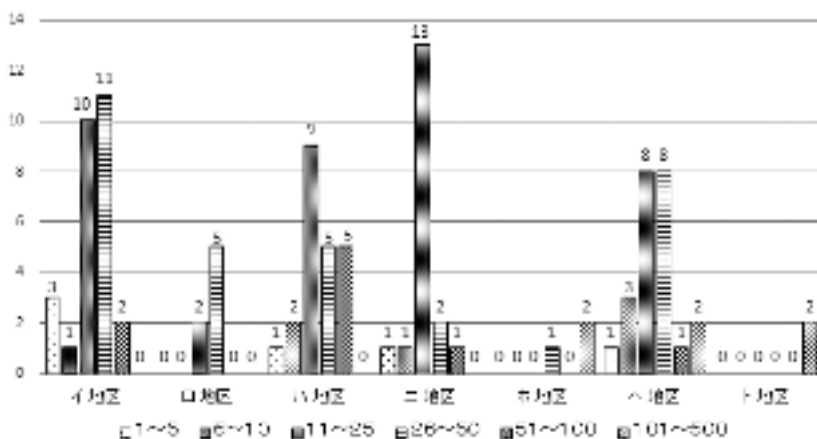
次に、窪川町の氏子の分布をみていく。窪川町の氏子は昭和五〇年頃約五〇〇〇世帯であったものが平成二四年には約四一〇〇世帯に減少した。グラフ4は、昭和五〇年頃と平成二四年の氏子数を比較したものである。グラフからも分かるように、各地区の氏子は、長期的な減少傾向にある。さらに、この減少傾向を詳しくみていくと、イ地区一三七%（二一五世帯減）、ロ地区が二一・六%（六四世帯減）、ハ地区が一〇・一%（七四世帯減）、ニ地区が九・四%（四三世帯減）、ホ地区二〇・三%（二〇五世帯減）、ヘ地区一八・四%（一八六世帯減）、ト地区一三・五%（七〇世帯減）など、いずれの地区の氏子も一割～二割程度減少している。とくに、氏子が窪川町人口の約四割以上を占めるE地区とF地区のように、もともと氏子が多い地区における変化（氏子減少）が目立つ。それには、農業従事者が少ない市街地（商業中心）に隣接する集落が集まった地区であることと、昭和五〇年頃から現在にいたるまでの間、就労（出稼ぎ）・就学などを理由に県内外における激しい人口流動があったことが関係していると推測できよう。

ちなみに、C地区の二二社の昭和五〇年頃における氏子数データのうち、三社分の氏子数が不明であることから、平成二四年と同データ（一三三三世帯）を使用したため、正確な氏子数の変化を把握することはできない。しかし、地域の神職や氏子の話からも激減した様子はないとする点から、多少のデータの欠落があったとはいえ、地区全体が減少傾向にあることを示すには十分であると考ええる。

グラフ4 氏子数（世帯）の変化



グラフ5 氏子数の分布（地域別）



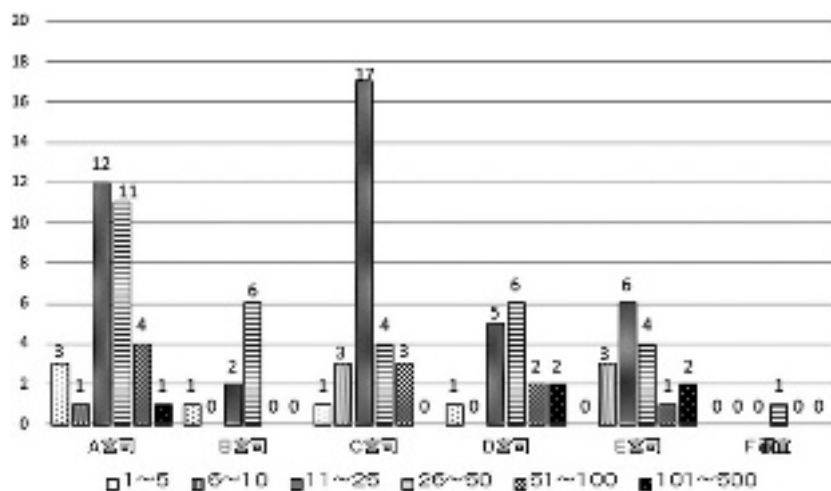
次に、グラフ5は現在の窪川町の氏子を地域別に分類したものである。グラフから分かるように、一〇三社のうち、もっとも多い世帯数が一一（二五世帯で、神社全体の四割（四一・二％）を占めている。その次に多かった二六（五〇世帯の三割（三〇・一％）を合わせると、窪川町の神社の七割ほどが一戸（五〇戸）の氏子によって護持運営されていることになる。ちなみに、前述の氏子数四一〇〇という数字は、氏子負担金や奉納金受領状況から算出されたものであり、アンケート結果と実際の氏子数とは一致しない。

当然のことながら、奉納金を納めない、行事に積極的に参加しない、などを理由に、そのような人を氏子でないとみなし、氏子から外すことは不可能であろう。

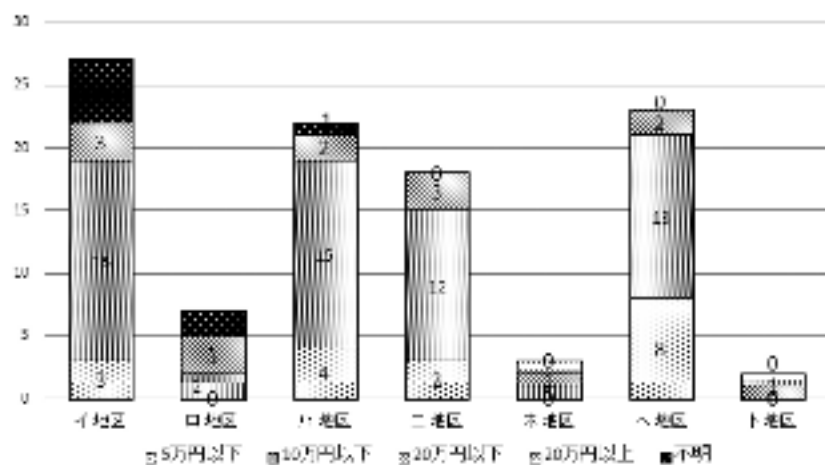
神社の護持運営について

まず、神社の運営面についてみていく。繰り返しになるが、窪川町の神社は、F禰宜の一社を除いて五名の宮司がそれぞれ分けて兼務している。現在、六名の神職は全員専業で神主を務めており、年金や家祈祷や葬儀などの収入で生計を立てている。グラフ6では、それぞれの神職が兼務する神社にどれほどの氏子がいるのかを示している。グラフから分かるように、F禰宜を除く五名の神職が兼務する神社の氏子分布は、そのほとんど（七割以上）が氏子数一〜五〇世帯に集中している。このような神職別結果からは、兼務社を神職の意志で決めているわけではないが、兼務する神社の氏子が比較的均等に分布していることが見て取れる。さらに、そのことは、神社の護持運営に直接関わりを持つ年間経費と氏子負担金（以下、氏子費と称す。）の受領状況を示したグラフ7・8・9からより具体的にすることが可能である。まず、グラフ7は、神社の年間経費を地域別に表したものである。比較的に神社が多いイ、ハ、ニ、ヘ地区の年間経費は、五〜六割程度が一〇万円以下であった。全体的にみて、神輿巡行や伝統芸能などの大きな行事を持たない神社が多いため、いずれの地区においても年間経費に大きな差は見られない。一方で、年間経費の内訳は、神職へのお礼、神饌費、調度品費、直会など。ちなみに、グラフ中の不明データについては、祭典以外の一切の神社運営が部落主導であることによるものである。そのため、窪川町の一〇三社のうち、八つの神社については、神職が神社の運営面に関する詳細を把握することは難しいようである。

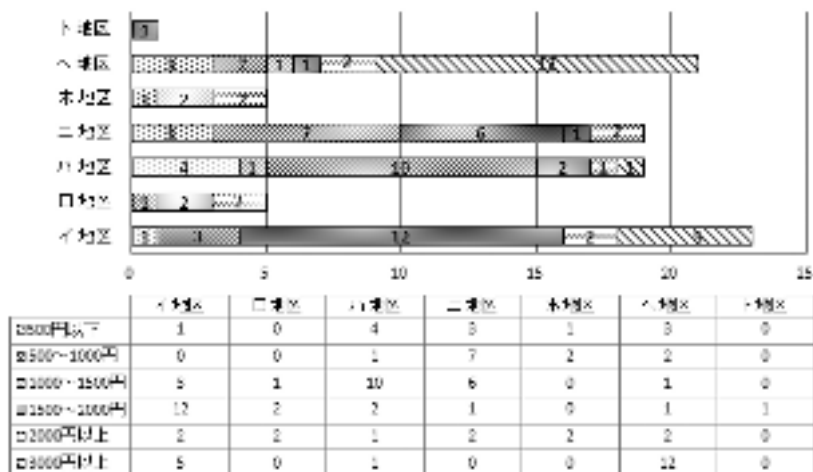
グラフ6 氏子数の分布（神職別）



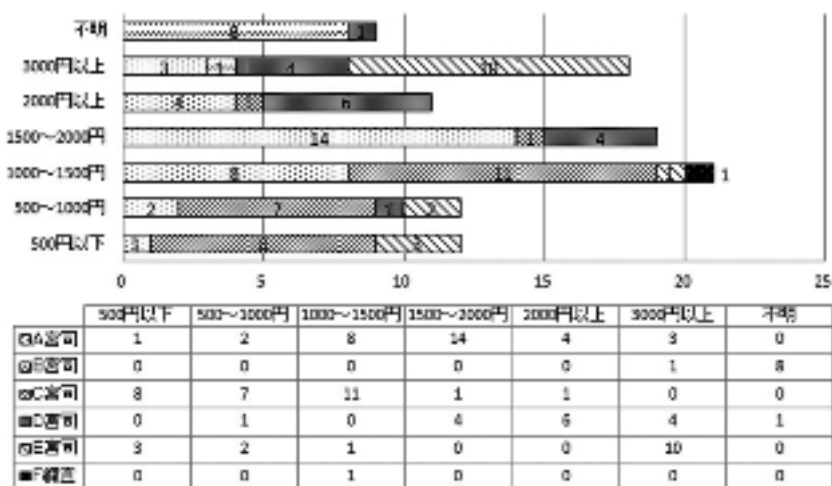
グラフ7 神社の年間経費（地域別）



グラフ8 年間氏子費（地域別）



グラフ9 年間氏子費（神職別）



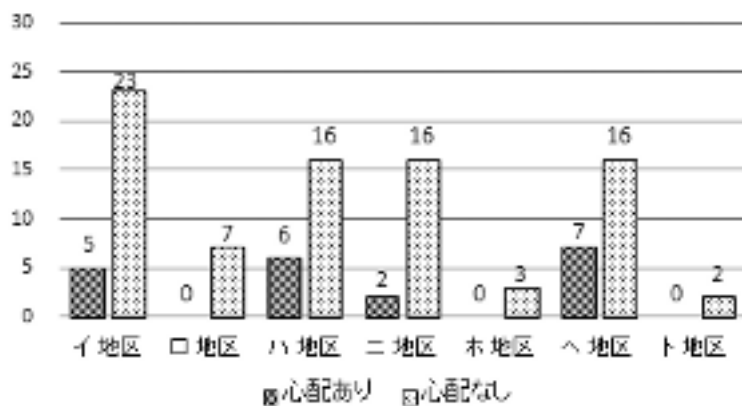
神社の年間経費の次に、氏子負担金についてみてみよう。²⁴ グラフ8は氏子費の受領状況を示したものである。神社が多いイ地区とへ地区を比べてみると、イ地区では一五〇〇～二〇〇〇円が全体の四割以上を占めているが、へ地区の場合は、三〇〇〇円以上が五割以上を占めている。このことから、先ほどの神社の年間経費とは違い、氏子費の場合は、地域間の格差が激しいことが見て取れる。今度は、その結果を神職別にみていこう。グラフ9は、六名の神職がそれぞれ兼務する神社にどれほどの氏子費が集まっているのかを示している。グラフから一目瞭然であるが、氏子費総額がもっとも多いのはA宮司であり、C宮司、D宮司、E宮司が同じ程度であった。しかし、注目したいことは、氏子費の多寡よりも、一人の神職が兼務する神社の数との関係である。たしかに、氏子費がもっとも多かったのはA宮司の兼務神社であるが、兼務社も二七社ある。これは、氏子費と兼務者数が同じ程度であるD宮司とE宮司に比べると、祭典や神社の護持運営にかかる負担は当然ながらA宮司のほうが大きい。さらに、負担面に関していえば、A宮司と同じ程度の兼務社を持ちながら、氏子費がA宮司の半分程度のC宮司にも同じことが言える。ちなみに、氏子費の用途は、年間経費の内訳（神職へのお礼、神饌費、調度品費、直会費）と同様である。近年の祭典が簡素化していくにつれ、祭典に多額の費用がかかることはなくなったが、毎年の奉納される少額の氏子費一部の積み立てだけでは、社殿の老朽化に備えての貯金や、すでに老朽化した社殿の修繕費などにかかる多額の費用をまかなうことはできない。さらに、氏子が高齢化していくこと、つまり生産年齢人口の減少は、氏子費の減少はもちろん、神職の生計にも直接影響を与えることを意味する。とはいえ、急に氏子費を増額することもできない。また、年金暮らしをする高齢の氏子が増えることを勘案し、そのような氏子を優遇する一方で余裕のある氏子を対象に、氏子費の増額または寄付を募ることも難しいであろう。

後継者問題

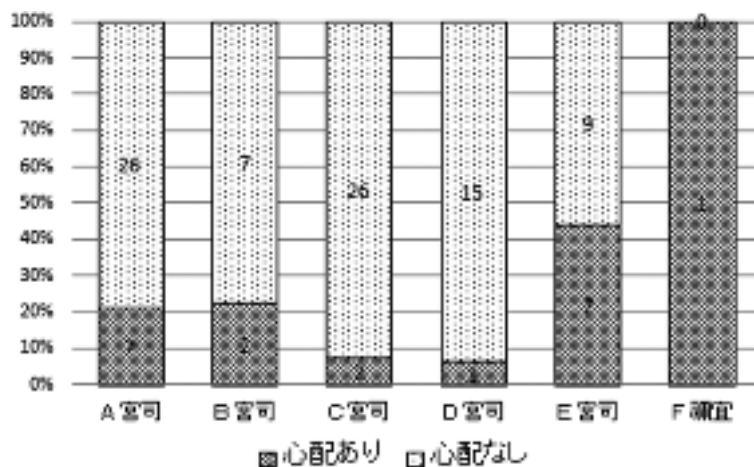
以下では、問六の「後継者問題についてお尋ねします。(1) 後継ぎは決まっている(2) 後継ぎがない(3) 未定」と問七の「総代・後継者の高齢化が案じられますがその見通しはいかがでしょうか」の質問項目について、各地区の神職による回答の結果をみていく。なお、問六と問七には選択回答に加えて自由回答欄も設けている。また、ここという後継者には神職の後継者をはじめ、氏子総代、責任役員も含む。まず、後継者の有無については、六名の神職のうち、F 禰宜を除いた五名の神職の後継者が決まっている。⁽²⁵⁾ グラフ10は氏子総代や責任役員の後継者についての質問項目の結果である。グラフでは、神職の後継者とは異なり、「心配あり」が全体の二割を占めていることが分かる。地域別にみていくと、後継者問題がもつとも多い地区(神社数比率)はへ地区(七社、三〇・四%)であり、次いでハ地区(六社、二七・三%)、イ地区(五社、一七・九%)、ニ地区(二社、一一・一%)の順になっていることが分かる。

次に、先の結果を神職別にみていくと、グラフ11の通りである。グラフでは、A 宮司の兼務する三三社のうち、二〇年以内に護持運営が出来なくなる神社は七社、次いでB 宮司が九社中二社、C 宮司が二八社のうち二社、D 宮司が一六社のうち一社、E 宮司が一六社のうち七社、F 禰宜が一社のうち一社と、なっている。このような結果から推測可能な点として、氏子の減少や後継者不足によって今後、神社の護持運営が困難に陥る可能性が高くなるし、そのことは将来の神職の生計にも直接関係してくるということであろう。とりわけ、A 宮司とE 宮司の兼務社においては、それぞれ二割と四割以上の神社から護持運営が困難であるとの結果が出ており、筆者が調査方法で述べた本研究の第二段階として現地に訪れた際(例大祭の時)、将来への不安を抱く氏子がすでに大勢いることも確認した。

グラフ10 後継者問題（地域別）



グラフ11 後継者問題（神職別）



第二節 自由回答の結果および分析―問八―問一四まで

これまでの結果分析を踏まえた上で、本節では問八―一四までの神社の護持運営の現状と将来に関する質問項目に対する神職の自由回答から得られた意見について詳述する。まず全体で七問からなる自由回答の質問のうち、回答があった質問を挙げると以下ようになる。

問八 本務神社および兼務神社の将来について、例えば合併問題などお考えになっているところがあればお書き下さい。

問一二 一〇年―二〇年後の神社の運営（経営）はどうかと思いますか？（今後の展望および神社の存続についての意見を聞かせてください）

問一三 氏子地域内の住民（氏子）の氏神様への信仰は過去に比べて変化していると思いますか？変化しているのであれば具体的にどのように変化しているのでしょうか。（たとえば、氏子の氏神様への参拝や祭りの参加状況などにおける変化）

これらの質問から得られた自由回答の結果のほとんどが、前節でみてきた問七の後継者問題と関連する記述であった。問七の後継者に関する質問項目に「心配ない」と回答した神社が八割以上（八三社）を占めており、その理由としては「氏子総代や責任役員の受け手が決まっているため、今後の護持運営に関して現世代または次世代まではなんとか維持できると思う」が共通して多く見られた意見であった。しかし、「心配ない」と回答はしたが、問八、一二、一三の自由回答では、「心配あり」の回答と類似する記述も含まれていた。以下では、主な回答を箇条書きにし

て示しておく。

- ・ 氏子が少なく、一〇～二〇年以内に合併が必要である。
- ・ 社殿の老朽化や氏子減少によって今後の運営が困難である。
- ・ 氏子の敬神意識が希薄化しつつある。
- ・ 新興住宅の開発が進んでおり、神社行事に非協力的になりつつあることが心配。

右に挙げた自由回答の内容からも分かるように、選択回答と自由回答から得られた結果が必ずしも一致しないことが明らかになった。さらに、今後の神社の護持運営に関する回答の「心配あり」もしくは「心配なし」といった判断基準に、氏子費や年間経費をはじめ、氏子減少といった条件が必ずしも直接原因であるとは見ることができない結果も得られた。それは、これまでみてきた質問項目の結果からみても、「心配あり」の回答に氏子数との関係がはつきりしないことが分かる。確かに、氏子が多い、または氏子に比較的若い人（三〇代～四〇代）が占める割合が高い、などが今後安定的な神社の護持運営に必要な条件になっていることが調査結果に示されている。しかし、その条件がそのまま過疎地域の神社が抱えている諸問題の解決策、つまり「安定的な護持運営」を保証する条件に成り得るかという点、今回の調査結果を見る限り、そうとは断言できない（外形的条件と内在的条件の一致が必要である）。換言すれば、氏神信仰が継承されなければ、いくら氏子が多くても将来の護持運営に不安があるとの回答が少なくない結果からは、氏神離れ、信仰の希薄化の兆候が内在していることを表しているとみていいだろう。また、氏神信仰の継承のツールともいえる（氏神様と氏子をつなぐ）祭祀や伝統芸能の簡素化または衰退も、神社の護持運営に不安をもたらす要素

であることも明らかになっている。

おわりに

以上、選択回答と自由回答を合わせ二六問からなる質問項目から、神社の運営状況や今後の課題に関する質問項目を中心にその結果を概観し、可能な限りの分析を試みた。とりわけ、今後の神社の護持運営に関する質問項目の結果（グラフ10・11）では、七つの地区のうち、四つの地区、二〇社から今後の神社の護持運営に心配を抱えていることが明らかにになった。その一方で、これまでの集計結果の内容を考慮すると、前述の結果には、ホ地区やヘ地区のように市街地や隣接する集落の割合が高い地区と、そうではない地区と関連性が結果の背景にあるのではないかという疑問が浮上する。このような内実に関する情報は、今回のアンケート調査結果からは十分導き出すことができなかった。この点について、今後も継続して調査を進めていきたい。

付記

本研究を行うにあたり、実態調査では、窪川町の神職を含め、氏子総代および氏子の方から多大なご協力を賜った。ここに深甚なる感謝の意を表します。

註

- (1) 神社本庁『過密と過疎地帯の神社の実態調査』昭和四四年。
- (2) 神社本庁『過疎地帯神社実態調査報告』昭和五二年。
- (3) 岡田重精・櫻井治男・森安仁『過疎村の祭祀と宗教事情——滋賀県犬上郡多賀町の事例』『皇學館大学神道研究所所報』一五号、昭和五五年、一頁～八頁。
- (4) 兵庫県神社庁『過疎地帯（但馬地区）の神社実態調査報告書（一）』平成一〇年。
- (5) 兵庫県神社庁『神社実態調査報告書（二）——摂丹地区編——』平成二〇年。
- (6) 本研究で取り上げた実態調査概要の詳細については、拙稿『過疎地域と神社をめぐる実態調査研究史』『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第七号、平成二五年三月を参照されたい。
- (7) 戸川安章『近代化と神道』委託調査報告「梶尾神社」調査報告『國學院大學日本文化研究所紀要』第二一輯、昭和四三年。
- (8) 報告書としてまとめられていない、内部資料である等の理由で詳細は不明であるが、新潟県神社庁の実態調査をはじめ、昭和五〇年代からはじまる「神社振興対策」（モデル神社実態調査）や神社本庁並び各神社庁による過疎地域の神社を対象にした実態調査は現在も継続して行われていることが筆者の調べによって確認されている。それらの研究のうち、以下では新潟県神社庁による実態調査について簡単にふれておく。全国でもっとも神社数（神社本庁被包括）が多い新潟県でも不活動神社対策の一環として平成二年から平成七年までに計五回、四支部を対象に過疎地神社現地調査を実施している。調査は、平成二年の中魚沼支部管内、平成三年の東頸城支部管内、平成四年の西頸城支部管内、平成六年の中頸城支部管内、平成七年の中魚沼支部・東頸城支部管内の神社を対象に現地調査を実施した。主な調査内容は、神社名、所在地、宮司氏名、御神体の状況、境内地の状況、建築物の現況、氏子の現況、宮司方針意見、支部意見などについての報告であった。

(9) 詳細については、拙稿「過疎地域における神社神道の変容——高知県高岡支部の過疎地帯神社実態調査を事例に——」『総合人間学』、平成二六年九月、同「過疎地域と神社——高知県高岡支部旧窪川町・旧大野見村を事例に——」『國

- 學院大學神道研究集録』第二六輯、平成二四年三月などを参照されたい。
- (10) 神社本庁『過密と過疎地帯の神社の実態調査』（昭和四四年）のはしがきによれば、実態調査の実施目的が「現在過密過疎の地域が急激に増加し、国政上にもむずかしい問題を投げかけてゐる。神社界にとつても、急激に住民の増加した地域では如何なる対策を採るべきか。これに対し住民が減つていく地域の神社では、その対策を如何にすべきかが問題になっている。この過密過疎の現象は、まだまだ現在進行中で、どこで止まるか予測出来ない。その過程にあるため、この実態調査についても五十年、百年先までを見通したものとはいへない。そのためには現実には神社の置かれてゐる実態を正しく認識すること、これが第一。その上に立つての対策を立てるためにはどうしたらよいか、これが第二」であると述べられている。
- (11) その原因として、個人レベルでの調査にしては、①調査対象が多い、②調査範囲が広大過ぎる、③神社関係者全員を対象にしていない、などが挙げられる。
- (12) 石井研士『戦後の社会変動と神社神道』大明堂、平成一〇年、四九頁。
- (13) 座談会は、神社本庁教学委員・學院大學教授の石井研士氏、同・皇学館大学神道研究所教授・長野県深志神社禰宜の牟禮仁氏、新潟県安田八幡宮宮司の安田充年氏、埼玉県秩父神社権禰宜の新井君美氏が出席し、教学研究部長の圓藤恭久氏が司会を務める形で行われた。内容は、これまでの実態調査を踏まえて、信仰している宗教や価値、氏神社との関わり、家庭の宗教性について、の三つのテーマについての意見交換が中心であり、後半では今後の調査に関する参加者それぞれの意見が述べられている。なお、座談会の詳細については、神社本庁教学研究所『第三回「神社に関する意識調査」報告書』平成一九年、四五―六五頁を参照されたい。
- (14) 前掲神社本庁教学研究所『第三回「神社に関する意識調査」報告書』六二頁。
- (15) 前掲神社本庁『過疎地帯神社実態調査報告』、一八頁。
- (16) 窪川町史編集委員会合併五十周年記念事業『窪川町史』、平成一七年、三頁。
- (17) 前掲、三〇〇頁を参照。窪川町では、昭和四五年に明治百年を記念して町史を発行しているが、その後の社会の急激な変化と進展に伴う世情の変化を捉えるべく、窪川町合併四〇周年を記念して改定版の計画が示され、合併五〇周年にあたる平成一七年に刊行が実現した。しかし、合併後も町内における過疎問題は深刻化し、その結果翌年の平成十八年には隣接する大正町・十和村と合併し、四万十町となった。

(18) 高知県総務部統計課 <http://www.pref.kochi.jp/soshiki/111901/tjukijinkou.html> 平成二六年一〇月二四日最終アクセス。

(19) 公益財団法人国際宗教研究所・宗教情報リサーチセンター『神社組織に関するアンケート調査』報告書』平成一五年、一頁。

(20) このように、神社が置かれている状況を出来る限り正確に把握しようとする点では、「ラーク」の調査は有効である。しかし、本研究のように個人レベルもしくは調査対象を一部の地域に限定した調査結果では、対象地域のおおよその概況を捉えることはできるが、それが神社組織全体の傾向を推測することは不可能に近い。しかし、限定された地域を集中的に調べることで、概況だけでなく、内実にも踏み入った調査が出来る点では、膨大なデータを扱い、全体を概観することを目的として行われた従来の神社に関する統計調査に比べて、有利な方法であると同時に、本研究全体の目的を果たす上でもっとも適切な方法であると考ええる。

(21) 高岡神社の秋の大祭では、神事をはじめ、七五三・初宮参り、御神幸（おなばれ）、流鏑馬などの祭典行事に加え、五社ふる里祭り、窪川小学校生徒による児童奉納踊り、餅投げなど、多様な行事が催される。

(22) 全体からみても年一回〜二回が二割弱、三回から四回が六割強であり、それ以上の祭儀数があるお宮は一割に満たないし、特定の神職に偏っていないことから、一部のお宮に見られる祭儀が多さと神職の負担率に関わる要因であるとは考え難い。

(23) 窪川町には、未だ地域の神社に就く神職は、「余所者より地元出身者のほうが望ましい」といった意見が強い地域が多く、そういったところでは、一部の有力者の権限で新任神職をお宮に就かせることは難しいとされている。Oさんの場合も地域の神職に就くには、総代・役員を含む、氏子の同意を得ている。

(24) 氏子費とは別に、神社負担金というものがある。これは各神社単位で高知県神社庁に納付するお金のことで、窪川町の神社は、旧村社以下二五〇〇円、旧県社の高岡神社は三万円を納めている。

(25) ただし、B宮司については現在、次女（既婚、直階を有するが神社庁には未登録）が助祭に来てくれていることや、B宮司からは将来（一〇年後）、孫が後継者になってくれるというが、実現するかどうかについて現時点では不明である。